



令和6年度 国民健康保険税のご案内

① 令和6年度 国民健康保険税の計算方法 (年税額)

- 国民健康保険税=所得割額 + 均等割額
国民健康保険加入者ごとに計算し、合計します。

	医療分	後期分	介護分 (40~64歳)
所得割額 (所得割算定基礎額×税率)	税率5.5%	税率2.0%	税率1.5%
均等割額(加入者1人あたり)	32,000円	12,000円	14,000円
合計	世帯の国民健康保険税額(年税額)		
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

所得割算定基礎額とは、令和5年中の総所得金額及び山林所得金額の合計額から基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を差し引いた額です。

- 医療分・・・医療給付費等に充てられるもの(加入者全員)
- 後期分・・・後期高齢者医療制度を支援するもの(加入者全員)
- 介護分・・・介護保険制度に充てられるもの(40歳~64歳の加入者)

- ※今年度40歳になる方は、40歳になる日の前日が属する月から介護分が追加になります。
- ※今年度65歳になる方の国民健康保険税の介護分は、4月から65歳になる日の前日が属する月の前月までの月数で計算してあります。
- ※65歳以上の方の介護分は、介護保険料として国民健康保険税とは別に納めていただきます。

② 国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税は、国民健康保険加入者が属する世帯の世帯主に課税されるため、世帯主が納税義務者となります。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納税義務者(擬制世帯主)となります。

国民健康保険の資格の変更(加入・脱退等)は届出が必要です。
14日以内に届け出てください。

③ 国民健康保険税の納付について

国民健康保険税は、普通徴収(納付書払・口座振替)、または特別徴収(年金から天引き)のいずれかの方法で納付していただきます。

- 特別徴収(年金天引き)になる世帯主(擬制世帯主及び年度内に75歳になる方を除く)

世帯の国民健康保険加入者全員が65歳~74歳で、特別徴収対象年金(老齢基礎年金など担保に供していないもの)を年間18万円以上受給し、介護保険料との合算額が対象年金額の1/2を超えない方。

- ※ 年度途中で世帯員が国民健康保険に加入するなど、国民健康保険税額が増額となると、特別徴収(年金天引き)ができない場合があります。
- ※ 申し出により特別徴収(年金天引き)から口座振替へ納付方法を変更することができます(変更可能な時期は、申し出の時期により異なります)。

● 令和6年度納期限

【普通徴収の令和6年度納期 年8回】

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	翌年 1/6(月)	1/31(金)	2/28(金)

【特別徴収の令和6年度納期 年6回】

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

- 国民健康保険税の納付は口座振替(自動払込)が便利です

【口座振替(自動払込)の申し込み】

市内金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)窓口で、世帯主名でお申し込みください。
(通帳及び届出印をご持参ください)

【口座振替(自動払込)取扱金融機関(本店・各支店)】

- ・足利銀行
- ・栃木銀行
- ・大田原信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・白河信用金庫
- ・那須信用組合
- ・那須野農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)(県外取扱可)

- ※ 通常納期(第1期~第8期)以外の随時分・過年度分については、口座振替ができません。(納付書が発行されます)

- ※ 過去に口座振替の申込をされている方は、解約届を出さない限り、登録されている口座から振替になります。

④ 国民健康保険税の軽減制度（低所得者に対する軽減）

世帯主（擬制世帯主）と国民健康保険加入者・国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方（特定同一世帯所属者）の人数及び前年中の総所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得額	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下	7割軽減
43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）+29万5千円×被保険者数 以下	5割軽減
43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）+54万5千円×被保険者数 以下	2割軽減

※ 給与所得者等とは、下記のいずれかに該当する方の合計数で、いない場合は1とします。

- ・ 給与収入が55万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入が60万円（65歳未満）、または125万円（65歳以上）を超える方

● 軽減判定用の総所得額は、税額計算に使用する総所得額と異なる場合があります

- ・ 青色事業専従者給与・事業専従者控除は適用しません。事業主の所得額とみなします。
- ・ 前年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得のある方は、公的年金所得から15万円を控除した金額で判定します。
- ・ 土地・建物等の分離課税の譲渡所得は特別控除を行う前の金額で判定します。

● 基準日：4月1日（新規加入世帯の場合は、国民健康保険の資格を得た日）

★ 世帯主や加入者の所得が不明な場合は、正しい国民健康保険税額を算出できず、軽減が適用されません。必ず所得税または住民税の申告をしてください。
(被扶養者、収入がない方、非課税年金受給者も申告が必要です)

⑤ 未就学児の均等割額減額

子育て世代の経済的負担軽減のため、国民健康保険に加入している未就学児（0歳から6歳までの小学校入学前の子供）に係る均等割額の2分の1が減額されます。

⑥ 産前産後期間の国民健康保険税の軽減

国民健康保険被保険者で出産予定または出産された方の、出産予定月（出産月）の前月から出産予定月（出産月）の翌々月までの4か月分（多胎の場合は6か月分）の国民健康保険税が減額されます（届け出が必要です）。

- ・ 妊娠85日（妊娠12週）以上の出産が対象です（死産・流産・早産・人工妊娠中絶も含みます）。
- ・ 出産予定日の6か月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

⑦ 後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税の緩和措置

職場などの健康保険（国民健康保険組合を除く）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、65歳から74歳までの旧被扶養者が新たに国民健康保険に加入する場合、緩和措置の対象になります（申請手続きが必要です）。

- ・ 所得割額を免除
- ・ 均等割額を2年間半額免除（7割・5割軽減該当者を除く）

⑧ リストラなどで離職した方（非自発的失業者）に対する軽減制度

● 対象となる方（以下の条件すべてに該当）

- ・ 失業時点で65歳未満の方
- ・ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34 のいずれかの方

● 軽減内容 非自発的失業者の前年の給与所得を30%として計算します。

● 軽減期間 離職の日の翌日から翌年度末まで

● 申請方法 『雇用保険受給資格者証』をお持ちになり、国保年金課賦課係に申請してください。（申請がないと適用されません）

⑨ 国民健康保険税の減免

天災その他災害を受けたときや、失業や事業不振、疾病などで前年と比較して収入が著しく減少し、国民健康保険税の納付が困難な方は、減免を受けられる場合があります。詳しくは国保年金課賦課係まで納期限内にお問い合わせください。

⑩ 年度の途中で75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方へ

● 今年度の国民健康保険税は4月から75歳になる月の前月までの月数で計算してあります

● 今年度は国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）されません

- ・ 年金天引きで国民健康保険税を納付している方であっても、年度途中で75歳になり後期高齢者医療制度に移行する場合は、特別徴収（年金天引き）は行いません。普通徴収（納付書払・口座振替）で納付となります。

● 移行後は後期高齢者医療保険料を納付していただきます

- ・ 後期高齢者医療保険料は被保険者ご自身が納付義務者となります。
- ・ 後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は、新たに口座振替の手続が必要となります（国民健康保険税の口座振替は継続されません）。
- ・ 納期の関係で国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が同時期の納付となる場合があります。
- ・ 後期高齢者医療制度に移行後、当分の間は普通徴収（納付書払・口座振替）で納付となります。

● 世帯員の国民健康保険税の納税義務が継続される場合があります

- ・ 世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に移行した場合でも、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合、その世帯員については世帯主の国民健康保険税の納税義務が継続します。

国民健康保険に関するお問い合わせ先 大田原市役所 本庁舎2階

賦課・減免について	国保年金課賦課係	電話 0287-23-1120
資格について	国保年金課国保年金係	電話 0287-23-8857
口座振替について	税務課収納管理係	電話 0287-23-8639
納税相談について	税務課徴収対策係	電話 0287-23-8703